

④ 通学路等を管轄する警察署長

通学路等における児童生徒等の安全確保を図るために、警戒活動を行い、犯罪発生情報、不審者情報及び防犯対策に関する情報を提供するとともに、学校等と連携した防犯教育を推進すること。

警察署は、子どもの安全確保を図るために、例えば

- ①通学路等のパトロール
- ②地域のボランティアに対する技術的支援
- ③不審な声かけや、不審な車両、その他児童生徒等の安全確保に関する情報があった場合に、迅速な情報提供及び警戒
- ④学校等の設置者等が行う防犯訓練に対する助言等の活動を行っている。

⑤ 自治会等

児童生徒等の安全を確保するため、次のような支援を行うよう努めること。

(ア)登下校時の見守り活動等を行うこと。

地域の保護者の会等が中心となるなどして、毎日活動することが重要であり、児童生徒等が一人となる場合等状況によっては、児童生徒等の家まで付き添うことも必要である。

また、普段から家の前を通る児童生徒等とあいさつすることや自転車などにパトロール中の掲示することも有効な方法である。

(イ)不審な声かけ、不審な車両、その他児童生徒等の安全確保に関する情報があった場合、見守る人数を増し、パトロールの強化等速やかに必要な対応をすること。



(ウ)地域活動の一つとして児童生徒等と一緒に地域の安全マップを作成し、安全に関する情報の共通理解に努めること。

(エ)地域の連帯を図る行事への参加を呼びかけること。

お祭り、運動会、一斉清掃等地域の行事を行うことは地域の連帯を強め、犯罪者を寄せ付けにくい地域社会づくりを実現する上で有効なことである。

* 地域で守ろう 子どもの笑顔 *

石川県県民文化局県民生活課

交通防犯グループ

TEL (076)225-1387 FAX (076)225-1389

E-mail seian-k@pref.ishikawa.jp

石川県教育委員会スポーツ健康課

体育・健康指導グループ

TEL (076)225-1853 FAX (076)225-1854

石川県警察本部生活安全部生活安全企画課

犯罪抑止対策室

TEL (076)225-0110 FAX (076)225-0679



吉紙パルプ配合率100%再生紙を使用



環境にやさしい大豆油インキを使用しています。